(間接補助事業分) 令和5年度(追加協議分) 子ども安全安心対策事業「①送迎用バスの改修支援事業」 事業計画書

黄色で塗りつぶされた部分のみ記入してください(※白で塗りつぶしている部分は数式が入っています)

法人名	
担当者名	
連絡先(TEL)	

【1. 施設種別の補助事業実施施設数】

1 . ルビス/里カリマノ	用りナ木	大心心以数】		
	種別	施設数	設置種別計	設置台数計
児童発達支援セン	公立	0	0	,
ター	私立	0	0	
児童発達支援事業	公立	0	0	
所	私立	0	l "	۱ '
放課後等デイサー	公立	0	0	
ビス事業所	私立	0	l "	۱ '
合計		0	0	O

入力後の最終確認欄です。→四角内が空白でない場合は御確認ください。

下記項目を御確認ください。

法人名・担当者名・連絡先 (TEL)に記入漏れがあります。

【2. 事業計画の概要】

(1) 児童発達支援センター

(])児童発達支持	爱センター																			
整理番号		公立・ 私立の別	設置主体	所在市区町村名	対象経費支出予 定額	寄付金その他の 収入予定額		国庫補助基準額	選定額	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	装置を装備する 車両の台数	装置を装備する 車両の乗車定員 数	装置の認定番号	購入(予定)日 (年・月・日)				点検項目	
例)	A児童発達支援センター	私立	社会福祉法人) <u>④</u> . B市	② 264, 000	0	7 (5—6) 264,000	350, 000	(9) 264, 000	264, 000	11 264, 000	264, 000	2	(A) 車両a:6 車両b:8	A-001	令和5年5月1日	0	(18)	(19) ()		(2) 車両a:現在児童が3列目を使用しているため。 車両b:児童の障害特性上、柵を設置することで、 安全を確保できなくなるため
1							0	0	0	0	0	0									
4							0	0	0	0	0	0									
5							0	0	0	0	0	0									
4							0	0	0	0	0	0									
Ę							0	0	0	0	0	0									
(0	0	0	0	0	0									
7							0	0	0	0	0	0									
							0	0	0	0	0	0									
Ć							0	0	0	0	0	0									
10							0	0	0	0	0	0									
	力項			所在市区町村数	円 (C	0 0	円 0	0	0	0	0	円 0	<u>-</u>								

(2) 児童発達支援事業所

	乙 / 元	/)																				
整番	里号	施設名	公立・ 私立の別	設置主体	所在市区町村名	対象経費支出予 定額	寄付金その他の 収入予定額		国庫補助基準額	選定額	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	装置を装備する 車両の台数	装置を装備する 車両の乗車定員 数	装置の認定番号	購入(予定)日 (年・月・日)	1		点	検項目	
1	Ĭ	(1)	(2)	3	(4)	(5)	6	7 (5-6)	(8)	9	(10)	(I)	(12)	(13)	(14)	(15)	16	(17)	(18)	19 20	21)	(22)
	1							0	0	0	0	0	0									
	2							0	0	0	0	0	0									
	3							0	0	0	0	0	0									
	4							0	0	0	0	0	0									
	5							0	0	0	0	0	0									
	6							0	0	0	0	0	0									
	7							0	0	0	0	0	0									
	8							0	0	0	0	0	0									
	9							0	0	0	0	0	0									
	0							0	0	0	0	0	0									
		か所 0			所在市区町村数	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	円 0	円 0	0	円 0	円 0	円 0	0	台 0								

(3) 放課後等デイサービス事業所

整理番	施設名	公立・私立の別		所在市区町村名	対象経費支出予定額			国庫補助基準額	選定額	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	装置を装備する車両の台数	装置を装備する 車両の乗車定員 数	装置の認定番号	購入(予定)日 (年・月・日)				検項目	
	(1	(2)	(3	(4,)] (5)	6	⑦ (⑤—⑥) 0	(8)	(9)	0 (10)	Q1	0	(13)	(14)	(15)	46	(17)	(18)	19 20	(21)	(2)
							0	0	0	0	C	0									
							0	0	0	0	C	0									
							0	0	0	0	C	0									
							0	0	0	0	C	0									
							0	0	0	0	C	0									
							0	0	0	0	C	0									
							0	0	0	0	C	0									
							0	0	0	0	C	0									
1							0	0	0	0	C	0									
	か i デ			所在市区町村数 ((1) (1)	0	円 0	0	円 0	0	円 ()	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	台 0								

◆ 記載要領

- ・ 1. ②欄には公立(自治体による設置)又は私立(社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置)を記載すること。
- ・ 2. ④欄には事業所が所在する市町村名を記載すること。
- ・ 3. ⑨欄は、⑦欄及び⑧欄を比較し、いずれか少ない方の額を記載すること。
- 4. ①欄は、⑨欄及び⑩欄を比較し、いずれか少ない方の額を記載すること。
- ・ 5.⑫欄は、⑪欄の額(1,000円未満の端数が生じた場合でも、これを切り捨てず、円単位とする。)を記載すること。
- ・ 6. ⑬欄は、安全装置を設置する送迎用バスの台数を記載すること。
- ・ 7. ③欄は、安全装置を設置する送迎用バスの乗車定員を記載すること。なお、送迎用バスを複数所持している場合は、例で示したように、それぞれの乗車定員を記載すること。
- ・ 8. ⑤欄は、装置リスト(こども家庭庁ホームページ https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/ に掲載)に記載された認定番号を、車両ごとに記載すること。
- ・ 9. ⑯欄は購入日(本調査時において、未購入の場合は、令和5年度末までの予定日)を記入する。
- ・ 10. 記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。
- ・ 11. 1 つの施設で装置が複数種ある場合は、装置の種類毎に記載すること。その場合、①~④は同一の記載とすること。
- ・12. 多機能型事業所については、1~3の順番。数字が小さい事業に集約すること(例: (1) 児童発達支援センターと (3) 放課後等デイサービスの場合、 (0) の事業に集約すること。
 - 【(1)児童発達支援センター】と【(2)児童発達支援事業所】と【(3)放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合
 - ⇒【(1)児童発達支援センター】に集約する。 【(1)児童発達支援センター】と【(2)児童発達支援事業所】の多機能型の場合 ⇒【(1)児童発達支援センター】に集約する。
 - 【(1) 児童発達支援センター】と【(3) 放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合

⇒【(1)児童発達支援センター】に集約する。

【(2)児童発達支援事業所】と【(3)放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合

- ⇒【(2)児童発達支援事業所】に集約する。
- ・ 13. 点検項目⑪~⑫欄については、補助対象車両として適切であるか確認するために設けています。×がつく場合は、補助対象車両として認められません。
 - 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(令和4年厚生労働省令第175号)第四十条の三第2項及び
 - 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について(通知)」(令和4年12月28日)第三の2について確認した。(※1及び※2参照)
 - 障害児の送迎を目的とし、日常的に運行する車両である。(※1参照)
 - (当該事業所として自動車を保有しているが送迎を行っておらず、事業所外活動にのみ使用している場合や、職員が通常業務において外勤等にのみ使用している場合等を除く。)
 - ⑬欄 座席を3列以上有する車両である。(※1及び※2参照)
 - ⑩欄 3列目以降に子どもが立ち入れないようにして安全確保を図ることが困難な車両である。(※2参照)
 - ②欄 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインに適合する装置である。(※3参照)
 - ②欄 ②欄にて安全確保を図ることが困難であると判断した理由を記載すること。

- 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」 (平成二十四年厚生労働省令第十五号)(抄)

 - (自動車を運行する場合の所在の確認)

第四十条の三

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限 る。)を行わなければならない。

※2 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について(通知)」(令和4年12月28日)より

第三 留意事項

- 2 安全装置に係る義務付けの対象となる自動車 通園を目的とした自動車のうち、座席が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として安全装置に係る義務付けの対象となる。 なお、座席が2列以下の自動車と同様に義務付けから除外される「その他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見素としのおそれが少ないと認められるもの」については、例えば、座席が3列以上あるものの、園児が確実に3列目以降を使用できないように園児が確実に通過できない銀付きの楊を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔絶することなどが考えられるが、安全装置が義務付けられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこ
- _。 (※)「座席」には、車椅子を使用する園児が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。
- 送迎用パスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン (https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001579452.pdf)

(間接補助事業分) 令和5年度(追加協議分) 子ども安全安心対策事業(②及び③の事業) 事業計画書

法人名	
担当者名	
連絡先 (TEL)	

「②ICTを活用した子供の見守り支援事業」

整理 番号	公立・ 私立の別	施設種別	設置主体	施設名称	対象経費支出予定 額	寄付金その他の収 入予定額		国庫補助基準額	選定額	(⑨×4/5)	自治体補助額	国庫補助基本額		導入備品内容 (主な購入物品)	購入(予定)日 (年・月・日)
	①	2	3	4	5	6	7 (5-6)	8	9	10	(1)	12	(12×3/4)	(4)	0
1							0		0	0	0	0	0		
2							0		0	0	0	0	0		
3							0		0	0	0	0	0		
4							0		0	0	0	0	0		
5							0		0	0	0	0	0		
6							0		0	0	0	0	0		
7							0		0	0	0	0	0		
8							0		0	0	0	0	0		
9							0		0	0	0	0	0		
10							0		0	0	0	0	0		
11							0		0	0	0	0	0		
12							0		0	0	0	0	0		
13							0		0	0	0	0	0		
14							0		0	0	0	0	0		
15							0		0	0	0	0	0		
16							0		0	0	0	0	0		
17							0		0	0	0	0	0		
18							0		0	0	0	0	0		
19							0		0	0	0	0	0		
20							0		0	0	0	0	0		
21							0		0	0	0	0	0		
22							0		0	0	0	0	0		
23							0		0	0	0	0	0		
24							0		0	0	0	0	0		
25							0		0	0	0	0	0		
	か所				円	円	円	円	円	円	円	円	円		

- (記載上の注意)
 1. ①欄には公立 (自治体による設置) 又は私立 (社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置) を記載すること。
- 2. ③欄は、⑦欄及び③欄を比較し、いずれか少ない方の額を記載すること。 3. ⑪欄は、⑨欄の額に4/5を乗じた額を記入すること。

- 6. ④欄には、製品名等を記れずること。 7. ⑤欄は購入日(本調査時において、未購入の場合は、令和5年度末までの予定日)を記入する。
- 8. 記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。 9. 多機能型事業所については、次の通り1つの事業に集約すること。
 - ・ グン版ルエチボバル・ング (M. A. A. A. A.) ・ ングチボル・ボッカッと ((3) 放揮後等デイサービス事業所] の多機能型の場合 [(1) 児童発達支援センター] と [(2) 児童発達支援事業所] の多機能型の場合
- (1) 児童発達支援センター] と [(3) 放課後等デイサービス事業所] の多機能型の場合 [(2) 児童発達支援事業所] と [(3) 放課後等デイサービス事業所] の多機能型の場合
- ⇒【(1)児童発達支援センター】に集約する。 ⇒【(1)児童発達支援センター】に集約する。
- ⇒【(1)児童発達支援センター】に集約する。 ⇒【(2)児童発達支援事業所】に集約する。

「③登降間管理システム導入支援事業」

整理番号	公立・ 私立の別	理システム導力 施設種別	設置主体	施設名称	対象経費支出予定 額	寄付金その他の収 入予定額	差引額	国庫補助基準額	選定額 (⑨×4/5)	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	導入備品内容 (主な購入物品)	購入(予定)日 (年・月・日)
	①	2	G	3)	4 5	6		8	9 0	(1)	12	(12×3/4)	(4)	(5)
1							0		0 0	0	0	0		
2							0		0 0	0	0	0		
3							0		0 0	0	0	0		
4							0		0 0	0	0	0		
5							0		0 0	0	0	0		
6							0		0 0	0	0	0		
7							0		0 0	0	0	0		
8							0		0 0	0	0	0		
9							0		0 0	0	0	0		
10							0		0 0	0	0	0		
11							0		0 0	0	0	0		
12							0		0 0	0	0	0		
13							0		0 0	0	0	0		
14							0		0 0	0	0	0		
15							0		0 0	0	0	0		
16							0		0 0	0	0	0		
17							0		0 0	0	0	0		
18							0		0 0	0	0	0		
19							0		0 0	0	0	0		
20							0		0 0	0	0	0		
21							0		0 0	0	0	0		
22							0		0 0	0	0	0		
23							0		0 0	0	0	0		
24							0		0 0	0	0	0		
25							0		0 0	0	0	0		
	か所				F	H	H	Н	н н	円	H	H		
	0				(0	0	0	0 0	0	0	0		

(記載上の注意)

- 1. ①欄には公立(自治体による設置)又は私立(社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置)を記載すること。
- 2. ⑨欄は、⑦欄及び⑧欄を比較し、いずれか少ない方の額を記載すること。
- ①欄は、⑨欄の額に4/5を乗じた額を記入すること。
 ①欄は、⑩欄と⑪欄を比較して、いずれか少ない方の額を記載すること。
- 5. ③欄は、①欄の顔に交付要輌の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。 6. ④欄には、製品名等を記入すること。

- S. 多機能型却業所については、次の通り1つの事業に集約すること。
 【(1) 児童発達支援センター】と【(2) 児童発達支援事業所】と【(3) 放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合
- 【(1) 児童発達支援センター】と【(2) 児童発達支援事業所】の多機能型の場合 【(1) 児童発達支援センター】と【(3) 放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合
- ⇒【 (1) 児童発達支援センター】に集約する。 ⇒【 (1) 児童発達支援センター】に集約する。 【(2)児童発達支援事業所】と【(3)放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合 ⇒【(2)児童発達支援事業所】に集約する。